

告 示

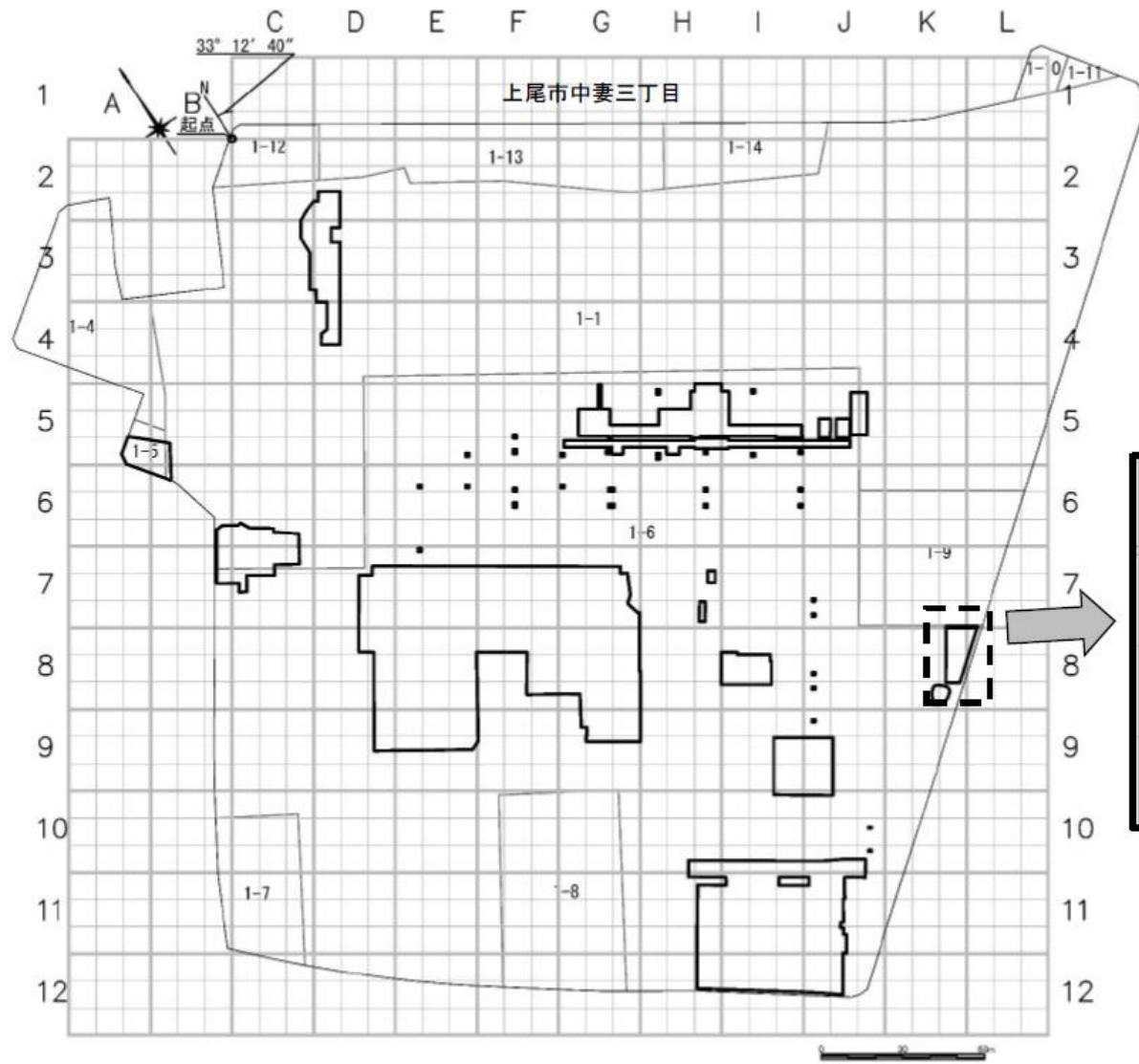
埼玉県告示第千四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年埼玉県告示第七百十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

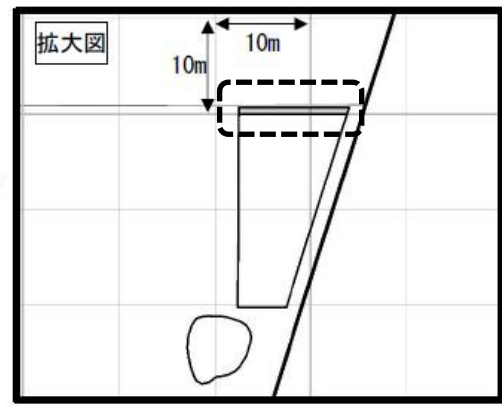
- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県上尾市中妻三丁目一番六の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



【起点】
 起点は上尾市中妻三丁目1番12の
 既往調査の起点とする。

【格子の回転角度】
 33° 12' 40"

- : 敷地境界 ■: 調査対象地
- : 30m格子 □: 10m格子 - : 筆境界
- : 形質変更時要届出区域を解除する区域



各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子名: A1
 単地区画名: A1-5